

農業集落排水施設 維持管理診断業務

～頼れる集排施設の維持管理の相談役～

集落排水施設に関するお問い合わせは、JARUS 若しくはお近くの都道府県水土里ネット（土地連）へお気軽に。



一般社団法人地域環境資源センター

集落排水部

〒105-0004 東京都港区新橋五丁目 34 番 4 号

TEL03-3432-6284 FAX03-3432-0743

<http://www.jarus.or.jp> mail:soudan@jarus.or.jp

維持管理 診断業務 の内容

維持管理診断業務は、供用中の汚水処理施設の適正な維持管理や改築等に資するため、会員の要望に応じて「運転診断」と「改築診断」の中から適切な業務を実施するものです。

なお、JARUS型施設以外の小規模な集合処理施設（例えば、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等）についても、維持管理診断を行うことが可能ですので、ご相談ください。

I. 運転 診断

維持管理上の課題が生じた処理施設について、現地調査及び水質分析を行い、処理機能の確認や運転方法の検討を行います。



● 業務内容

① 運転状況の把握

事前に運転診断業務確認書を記入していただき、処理施設の運転状況等を把握します。

② 現地調査

現地にて、水質測定（試料採水）、運転状況の確認等を行います。

③ 処理機能の確認・検討、運転方法の提案

現地調査の結果から処理機能の確認・検討を行い、適正な運転方法を提案します。

（水質分析項目については、別途打合せさせていただきます。）

④ 報告書の作成

調査結果を報告書として取りまとめ、報告します。

II. 改築 診断

老朽化、処理機能不全等により改築の可能性のある処理施設について、現地調査及び水質分析を行い、処理機能の確認や現況設備の問題箇所に係る調査・検討結果から改築の要否を判断します。



● 業務内容

① 運転状況の把握

事前に改築診断業務確認書を記入していただき、処理施設の運転状況等を把握します。

② 現地調査

現地にて、水質測定（試料採水）、運転状況及び老朽化等による設備劣化箇所の確認を行います。なお、水槽コンクリートの劣化状況の目視確認に当たっては、必要に応じて対象水槽の硫化水素測定（検知管法）を行い、劣化原因の特定を行います。

③ 改築の要否等の検討

現地調査の結果から処理機能の確認を行い、改築の要否を検討します。改築が必要と判断した場合には候補となる処理方式を、必要がないと判断した場合には適正な運転方法を提案します。

④ 報告書の作成

調査結果を報告書として取りまとめ、報告します。

※なお、本業務終了後に機能強化対策として事業化された場合には、当センターが別に実施する「機能強化対策検討業務」で処理方式の評価・選定を行っております。